

(2) コンプライアンス体制の構築により法人への処罰が免除された事例

○事案の概要

モルガン・スタンレーの不動産グループの上海事務所にマネージング・ディレクターとして勤務していた者が、現地における不動産投資に関し、中国の政府機関の役職員に対して贈賄行為を行った事案¹。

同事案においては、当該マネージング・ディレクターは、刑事罰として9か月の禁錮刑が科せられ、また、民事上の制裁として、違法収益の吐き出しとして約24万ドルの支払及び贈賄行為により得た利益の放棄が命じられ²、また行政上の制裁として米国証券取引委員会より証券業等への永続的な従事禁止が命じられた³。

これに対し、モルガン・スタンレーに対しては、米国司法省は、同社が行為当時、従業員が贈賄行為を行っていないと合理的に信じるようなコンプライアンス体制を構築していたこと、米国司法省に本件違反行為を自主申告して調査に全面的に協力したことなどを考慮し、米国FCPA違反に基づく執行をしないこととした⁴。

○ポイント

違反行為があったときに法人が効果的なコンプライアンス体制を有していたことが、法人に対する制裁を免除または軽減する方向の一要素として考慮された事案である。

上記マネージング・ディレクターに対する略式起訴状⁵によれば、当該マネージング・ディレクターがモルガン・スタンレーに勤務していた2002年から2008年の間、モルガン・スタンレーは以下を含むコンプライアンス体制を構築していた。

- ① コンプライアンス業務に500名を超える担当者が専属的に従事
- ② コンプライアンス部門による経営層への報告（CEO及びシニアマネジメント委員会に定期的に報告、取締役へ直接報告することも可能）
- ③ モルガン・スタンレーの贈賄防止ポリシー等を用意し、従業員の研修等を担当する専任の贈賄防止専門家を雇用
- ④ コンプライアンス担当者が顧客との取引やハイリスク分野の従業員等を定期的に監視・

¹ 米国司法省プレスリリース：

<http://www.justice.gov/opa/pr/former-morgan-stanley-managing-director-pleads-guilty-role-evading-internal-controls-required>

² 刑事訴訟の判決（末尾に民事訴訟の判決を添付）：

<http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/petersong/petersong-judgment.pdf>

³ 米国証券取引委員会による決定書：<https://www.sec.gov/litigation/admin/2012/ia-3501.pdf>

⁴ 上記米国司法省プレスリリース参照。

⁵ <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/petersong/petersong-information.pdf>

監督

- ⑤ 年中無休・24 時間対応、多言語対応かつ通話無料のホットラインを設置
- ⑥ 各従業員が贈賄のリスクや FCPA 違反の行為につき特に記載したセクションを含む行動規範（code of conduct）の遵守について誓約
- ⑦ 従業員に対する講義・Eラーニング等による研修を実施（2002 年から 2008 年の間、アジア地域の従業員に対しては、米国 FCPA にも対応した贈賄防止ポリシーに係る研修が合計 54 回行われていた）
- ⑧ 不適切な支払を発見・防止するため、外部の法人・個人への支払に際し、複数の従業員が当該支払の承認手続に関与するシステムを構築
- ⑨ 上記プログラムの継続的な評価・改善

モルガン・スタンレーは、2002 年から 2008 年の間、上記マネージング・ディレクターに対しても、少なくとも 7 回の研修（中国の国営企業の従業員も米国 FCPA のもとでは外国公務員に該当するという内容も含む）を実施し、米国 FCPA のコンプライアンスに係るリマインダーを少なくとも 35 回送り、米国 FCPA の遵守を複数回書面で誓約させていた。

以上